

○胎内市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付要綱

令和4年3月29日

告示第38号

(趣旨)

第1条 市長は、胎内市外からの定住促進と企業等への就職を推進するため、市内にU・Iターンにより就職する者が市内の民間賃貸住宅を契約して居住する場合の当該家賃に係る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、胎内市補助金等交付規則（平成20年規則第1号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。
- (2) 定住 本市に住民登録を行い、生活基盤を有する者で、勤務先の人事異動等により、将来、市外へ転出する見込みがないことをいう。
- (3) 企業等 市内に事務所若しくは事業所を有する企業又はUターン者若しくはIターン者が市内に新たに開業する事業所
- (4) 個人事業主 市内に事業所を有し、個人事業を営む者
- (5) Uターン者 本市の出身者で、かつ、市外へ転出した後、再び本市に住民登録をした者であって企業等に新たに就業し、1年以上の雇用が見込まれるもの又は個人事業主をいう。
- (6) Iターン者 本市以外の出身者で、かつ、本市に住民登録をした者であって企業等に新たに就業し、1年以上の雇用が見込まれるもの又は個人事業主をいう。
- (7) 民間賃貸住宅 建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅（公営住宅、雇用促進住宅等の公共的賃貸住宅、社宅、事業所の寮、親族所有の住宅等及び本市の空き家バンクに登録された住宅を除く。）をいう。
- (8) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料（管理費、共益費、駐車場料金等を除く。）の月額をいう。

- (9) 契約に係る費用 民間賃貸住宅の賃貸借契約に係る礼金、不動産取引手数料及び家賃支払保証料等の初期費用をいう。
- (10) 親族 2親等以内の親族をいう。
- (11) 市税等 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、胎内市下水道条例（平成17年条例第255号）第16条に規定する使用料、胎内市農業集落排水処理施設条例（令和元年条例第27号）第17条に規定する使用料、胎内市第一簡易水道及び胎内市第二簡易水道給水条例（平成17年条例第260号）第23条に規定する料金及び胎内市水道給水条例（平成17年条例第265号）第23条に規定する料金をいう。
- (12) 常用労働者 事業者が新たに正規雇用する者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。
- ア 1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である旨の労働契約（雇用期間に定めのない者であって、1週間の所定労働時間が30時間以上のものに限る。）に基づき雇用された者
- イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する被保険者のうち、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者でないもの（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、民間賃貸住宅に家賃を支払い、次の各号のいずれにも該当する者又はその他市長が認める者とする。

- (1) 定住する意思を有する者であること。
- (2) Uターン者又はIターン者であって、市内の民間賃貸住宅に居住し、本市に住民登録をした日から180日を経過していないものであること。
- (3) 新たに企業等に常用労働者として就職した者又は個人事業主（公務員、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯及び暴力団等の反社会勢力関係者を除く。）であること。
- (4) 本市に住民登録をする直前1年以内に、本市に住民登録をしたことのない者であること。
- (5) 市税等を滞納していない者であること。
- (6) 世帯に属する者の全てがほかの公的制度による家賃助成又はこの補助金の交付を受けていない者であること。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費及び補助対象外経費については、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費

ア 居住している民間賃貸住宅の家賃

イ 居住している民間賃貸住宅の契約に係る費用

(2) 補助対象外経費 居住している民間賃貸住宅の家賃のうち、入居期間が1月に満たない月の家賃（日割り計算により支払うものをいう。）

(補助金の額及び交付対象期間)

第5条 前条第1号アに規定する1月当たりの補助金の額は、当該家賃から当該住宅に係る住宅手当等を控除した額の2分の1の額とし、1万5,000円を上限とする。ただし、算出した1月当たりの補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

2 前項に規定する補助金の交付対象期間は、起算月から24月を上限とする。

3 前条第1号イに規定する補助金の額は、契約額の2分の1の額とし、6万円を上限とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

4 前項に規定する補助金の交付は、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、胎内市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定を行い、申請者に対し、胎内市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に際して、条件を付することができる。

(申請内容の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書の内容に変更が生じた場合、胎内市U・Iターン促進住宅支援事業補助金変

更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請により補助金の額又は補助金の交付対象期間（交付決定通知書で通知した補助金の交付決定期間をいう。以下同じ。）を変更することを決定したときは、胎内市U・Iターン促進住宅支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の実績報告及び交付請求）

第9条 交付決定者は、次に掲げる期限までに、胎内市U・Iターン促進住宅支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第5号）に家賃等の支払を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 4月分から9月分まで 9月末日

(2) 10月分から3月分まで 3月末日

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定する。

- 3 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、請求があった月の翌月の末日までに交付決定者の指定する金融機関の口座に当該補助金を振り込むものとする。

- 4 補助金の交付対象期間を短縮する場合において、転居等により家賃の満額を支払わない月が生じたときは、当該月の家賃は請求家賃額に含めないものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 交付決定者が補助金の交付対象期間内に市外へ転出したとき。

(2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

(3) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、胎内市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により交付決定者に損害が生じることがあっても、その賠償

の責めを負わない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月28日告示第103号）

この告示は、令和4年7月28日から施行する。

附 則（令和5年1月31日告示第10号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月6日告示第129号）

(施行期日)

1 この告示は、令和5年11月6日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。